

令和 6 年第 1 回松江市社会福祉審議会  
会議録

◆開催日時：令和 6 年 5 月 21 日（火） 15:30～17:10

◆開催場所：松江市役所 第二常任委員会室

◆出席者

（委員）

安達和弘委員、安達久行委員、岩成俊治委員、貝谷昭委員、加川充浩委員、狩野治子委員、川谷一寛委員、佐々木滋子委員、須山佐智美委員、瀧山亜紀子委員、竹田尚子委員、武田信子委員、長岡和志委員、長澤孝之委員、横山洋子委員（50音順）

〈欠席：岡田昌治委員、榊諒委員、松嶋永治委員〉

（事務局）

[松江市]

松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、松岡健康福祉部次長、玉木こども子育て部長、峯子育て部次長、石倉家庭相談課長、川島障がい福祉課長、狩野生活福祉課長、井上介護保険課長、岸本健康推進課長、池田こども政策課長、高木防災危機管理課長、小西市民生活課長、門脇学校教育課保健体育係長、宍道発達・教育相談支援センター調整官、高木防災危機管理課長

[松江市社会福祉協議会]

兼折専務理事、諏訪常務理事、布野総務課長、池田地域福祉課長、雨川地域包括ケア推進課長、安藤生活支援課長、事務局職員

## 1. 開会

---

〈事務局〉

定刻になりましたので、只今から第 1 回松江市社会福祉審議会を開催いたします。本日お集まりの皆様方には、本審議会の委員をお願いしましたところご快諾いただき、また、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私健康福祉総務課の湯浅と申します。よろしく申し上げます。

まず、本日の審議会の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいております次第、資料 1、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、資料 6 と「席次表」です。あわせて、本日お配りさせていただいております「松江市地域福祉計画の概要・歩み・今後求められるもの」と記載のある資料です。なお、本日の審議会は公開の取扱いといたします。

それでは開会にあたり、健康福祉部長松原よりごあいさつを申し上げます。

〈松原健康福祉部長〉

松江市健康福祉部長の松原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、令和 6 年度第 1 回の審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、皆様方におかれましては、今年

度から向こう 3 か年この審議会の委員をご就任いただくということで、改めてお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、社会福祉審議会ですが、ご承知のとおり社会福祉法に基づいて設置をされており、本市の社会福祉に関することにつきまして、調査・審議をしていただくというものでございます。特に今年度は、さまざまな分野別の計画の上位に位置付けられる地域福祉計画・地域福祉活動計画の、第 6 次の計画、これについて皆様方に 1 年間通して審議をいただくということになると思います。これに先立ちまして、令和 5 年度には 29 地区それぞれの地域の地域福祉活動計画も策定いただいているところでございます。この策定いただいた地区ごとの計画につきましても、それぞれの思いを汲み取って、計画にもっていければと考えているところでございます。また、今日のところでは、島根大学の加川先生にこの地域福祉計画についてお話をさせていただく予定としております。この計画の策定にあたりまして、ポイントとなることを教えていただけないかと思っていますので、よろしく願いいたします。今年度は、例年と違ひまして少し皆様にご出席をお願いする回数が多くございますけれども、それぞれ皆様方の分野でご活躍をされていると思いますので、忌憚のないご意見を頂戴しながら、計画としてまとめていきたいと考えておるところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 任命書交付

---

<事務局>

それでは、議題に従ひまして進めさせていただきます。次第 2.任命書交付でございます。社会福祉法第 8 条に地方社会福祉審議会の委員は中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事するもの、及び学識経験者のあるもののうちから中核市の長、市長が任命すると規定してあります。本日は、時間の都合によりあらかじめ審議会委員の皆様のお手元に任命書を置かせていただいております。これをもちまして、任命書交付に代えさせていただきます。

## 3. 委員紹介

---

<事務局>

続きまして次第 3,委員紹介でございます。資料 1 松江市社会福祉審議会委員名簿をご覧ください。本日もご出席の委員の皆様には、自己紹介をお願いしたいと存じます。名簿順をお願いいたします。マイクの数に限りがありますので、回してご利用ください。では、安達和弘委員様よりお願いします。

【名簿順に各委員自己紹介】

みなさま、ありがとうございました。

なお、岡田委員、榊委員、松嶋委員におかれましては、本日もご欠席でございます。

以上の委員の皆様さまによりご審議頂きます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、社会福祉法第 9 条に「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審

議会に臨時委員を置くことができる。」と規定してあります。

後ほど説明させていただきますが、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉に関する特別な事項を調査審議するために専門分科会及び審査部会を設置させていただきますが、その専門部会及び審査部会で審議いただく臨時委員についても、同条第 2 項に市長が任命すると規定されております。

資料 1 の裏面、松江市社会福祉審議会臨時委員名簿に記載させていただいております皆様を臨時委員として任命させていただきます。

#### 4. 委員長、副委員長選任

---

##### <事務局>

それでは、本日の審議会の委員の出席状況について報告をさせていただきます。

ただいまの出席委員は 15 人で、委員定数 18 人のうちの 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、松江市社会福祉審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告します。

続きまして次第 4、委員長、副委員長の選任に移ります。お手元の資料 3 の 1 ページの社会福祉審議会関係法令をご覧ください。委員長の選任につきまして、社会福祉法第 10 条に地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長を一人置くと規定してあります。本条に基づきまして、委員長を互選により決定していただくこととなりますが、事務局案を提案させていただいてもよろしいでしょうか。事務局案といたしましては、委員長を島根大学准教授加川充浩委員にお願いいたしたいと思います。事務局案でよろしければ皆様の拍手をお願いします。（拍手）ありがとうございます。加川委員におかれましては、委員長をよろしくお願いします。また、委員長席へご移動いただきごあいさつをお願いいたします。

##### <加川委員長>

みなさん改めまして、島根大学の加川です。委員長を拝命しましたので、前回に引き続き務めさせていただきます。皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。今年には特に部長さんのお話にもありましたけれども、地域福祉計画を 5 年ぶりに策定することになります。松江市が中核市になる前は、社会福祉審議会がありませんでした。社会福祉審議会がなかったので、策定委員会をつくって策定をしていましたけれども、社会福祉審議会がありますので、ここで計画のことを議論する。その他の議題もいろいろあるとは思いますが、今年とはとにかく頑張って計画をつくるということで、いつもよりみなさんのお出かけいただく回数も多いかなと思います。今後の 5 年間の計画を定め松江市にとっても福祉の最上位計画で重要な計画となります。みなさんにいろいろご意見いただきながら進めていきたいです。いろいろ自己紹介でみなさんにおっしゃっていただきましたけれども、本当に地域のつながりとか、地方のこととかですね、いろいろな難しいことがあると思います。こどものこと、高齢者のこと、障がいのある人のこと、そういったさまざまないろいろな特殊の課題ですね。松江市としてこういうふうになればいいな、こうだったらいいなというみなさんの希望が上げられるような計画になるといいかなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

<事務局>

ありがとうございました。次に副委員長の選任についてですが、資料 3 の 4 ページ松江市社会福祉審議会条例第 6 条に、委員長に事故がある時は、予めその指名する委員がその職務を行うと規定してあることから、委員長があらかじめ指名することとなっております。

<加川委員長>

はい、それでは副委員長として松江市地区社会福祉協議会会長会副会長の須山佐智美委員を指名ということにさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。(拍手)

<事務局>

そうしますと、加川委員長から須山委員に対し副委員長の指名がありましたので、須山副委員長どうぞよろしく願いいたします。では、須山副委員長様におかれましては、前の席へご移動いただきごあいさつをお願いいたします。

<須山副委員長>

失礼します。大変重たい荷物をいただいた感じがいたしますが、皆様のご協力で無事に務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 5. 事務局紹介

---

<事務局>

それでは、次第 5 の事務局の紹介ですが、事務局につきましては、松江市社会福祉協議会で担当させていただきます。本来ですと、事務局の自己紹介をさせていただくべきですが、資料の 2 及び席次表をもちまして紹介に代えさせていただきます。本審議会は、条例第 7 条第 1 項の規定により、委員長が議長となることとなっております。これより後は、加川委員長に進行をお願いいたたく存じます。加川委員長よろしく願いいたします。

## 6. 議事

---

<加川委員長>

それでは議事に入りたいと思います。みなさんのお手元の次第 6 の議事です。まずは(1)松江市社会福祉審議会の概要についてご説明を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

健康福祉総務課の門脇でございます。私の方から松江市社会福祉審議会の概要について資料 4 に基づきまして説明をさせていただきます。

【資料 4 に基づき説明】

<加川委員長>

ありがとうございます。ただいまの点について委員の皆様からご意見ご質問等いかがでしょうか。それでは、次の2にいきたいと思います。各専門分科会・部会の委員及び臨時委員についてです。説明をお願いします。

<事務局>

それでは、各専門分科会・部会の委員及び臨時委員について説明させていただきます。

民生委員審査専門分科会の委員につきましては、資料3の3ページ社会福祉法施行令第2条第1項に民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、地方社会福祉委員会の委員のうちから委員長が指名すると規定されています。

次に障がい者福祉専門分科会の審査部会につきましては、施行令第3条第2項に審査部会に属すべき委員及び臨時委員は身体障がい者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから委員長が指名すると規定されています。

次に児童福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会につきましては、資料3の4ページ松江市社会福祉審議会条例第8条第3項に民生委員審査専門分科会を除く専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名すると規定されています。先ほど説明させていただきましたが、委員および臨時委員がいずれかの専門分科会・審査部会に属するか委員長が指名することとなっております。予め委員及び臨時委員の所属につきましては、事務局で案を準備しておりますので、ただいまよりお配りいたします。（案を配布）

お配りいたしました各専門分科会、部会の委員及び臨時委員をご覧ください。この案により委員長に指名いただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

<加川委員長>

ただいま事務局案についてご意見ご質問等いかがでしょうか。ないようでしたら、各専門分科会及び障がい者福祉専門分科会、審査部会の委員及び臨時委員については、この案のとおり指名いたします。ではご承認いただいたことにします。続いて(3)です。松江市地域福祉計画関連計画の策定状況及び内容についてお願いします。

<事務局>

【資料5】について説明

<加川委員長>

ありがとうございました。3つ計画を説明いただきましたが、皆様からご意見ご質問いかがでしょうか。

<長澤委員>

身体障がい者協会の長澤です。公民館の館長もしておりまして、いろいろな市の政策やられる中で、

公民館長をやっていると違うかもわかりませんが、昨年例えばバスの説明会であるとか、原子力防災の説明会とか、いろいろな会があったと思います。とりあえず周知をした、人が少なからうが多からうがたいして関係ないわというふうにはとらえました。ぜひ、協力していこうかなとは思っておりますので、そういうふうないろいろな健康も含めての施策なり講習会なり研修会等ございましたらぜひ公民館の方にも相談を。社協に相談すると、いろいろなことを教えてくれますので。会を形だけで終わらないようしていただきたいと思えます。

#### <加川委員長>

はいありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。よければ、議事の最後になります 4 番目、第 6 次の地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定についてお願いします。

#### <岸本健康福祉部次長>

健康福祉総務課の岸本でございます。第 6 次松江市地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定についてということでございます。

地域福祉計画とは、地域住民の方、民生委員、ボランティア、福祉推進員、社会福祉協議会や社会福祉法人、そして NPO 法人など福祉事業者も含めまして、地域の多様な主体の方、そして行政が協働して地域共生社会を実現するための方策を示していく。これが社会福祉法第 107 条に規定しているところでございます。一方で地域福祉活動計画というのがございます。こちらの方は、社会福祉協議会が主体となって先ほど言ったような地域住民をはじめとした多様な主体のみなさま方が、相互に協力をして策定をいたします。地域福祉の推進を目的とした民間の活動行動計画ということでございます。本市におきましては、第一次計画、これは平成 16 年からの 5 年間で作成していますが、最初の策定時から地域福祉計画と地域福祉活動計画は連動するというので、一体的に策定をしてきておりまして、今回で第 6 次の計画の策定となります。（資料の）その下、重層的支援体制整備事業というのがございます。聞きなれない方もあるかもしれませんが、重層的支援体制整備事業につきましては、令和 2 年の社会福祉法の改正で新たに規定された事業でございます。最近の複雑化・複合化した支援ニーズは、いわゆる制度や分野の縦割りの仕組みではなかなか対応が難しくなっている。いろいろな主体いろいろな機関が連携をして、そのケースケースに応じた支援の仕組みをつくるような、こういった事業の実施が重層的支援体制整備事業というものであります。こういう対象じゃないといけないというような相談窓口ではなくて、どんな相談でも受け付ける、ですとか、社会参加に対してのいろいろな段階的な支援とか、あとは本当に地域づくりのためのコミュニティソーシャルワーカーの配置であったり、地区社協さんの活動支援、そういったものをこれが令和元年度、令和 2 年 3 月に策定をいたしました第 5 次の計画には要素は含まれてはいますが、明確にはなっていませんので、福祉計画の中に重層的支援体制整備事業実施計画取り込んでということですが、本市におきましては、実際には令和 3 年度から市の行政施策として実施しています。今度の第 6 次の計画期間でございますけれども、令和 7 年度から 5 年間、11 年度までの 5 か年計画ということで、策定を予定しているところです。

次のページ、計画の想定というところです。最上位計画としては市の総合計画 MATSUE DREAMS

2030 というのがございます。今回策定します 6 次の松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画というのは、福祉分野の上位計画というふうに位置付けられているところでございます。先ほどご紹介をいたしましたこの法定根拠にあります社会福祉法の 107 条につきましては、福祉に関して共通して取組む事項をこの福祉計画に盛り込むようにということが、規定をされているところでございます。この法改正で規定をされた時に、この地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられたということでございます。従いまして、総合計画の下にこの地域福祉計画がございまして、その下に先ほど昨年度改正した計画で説明をさせていただいていますが、子育て関係を含む 4 つの計画、子育て関係、それから高齢者介護保険関係、そして障がい児・者、そして健康まつえ 2 1 の 4 つの計画がぶらさがっているということで、その上位に位置付けられているところでございます。

それから、基本理念でございます。これは第 1 次計画のときから、「みんなでやらいい 福祉でまちづくり」ということで、基本理念とさせていただいております。「福祉でまちづくり」というフレーズにつきましては、それぞれの地区における問題解決のために、地域住民、多様な主体が参加をして取組む地域づくり。いわゆる行政施策と福祉の実施での連携というところを計画しています。これがいわゆる「福祉でまちづくり」に意味合い。「みんなでやらいい」というのは、みんなでやろうよという問いかけのような形での意気込みを表す言葉として記載をさせていただいております。これまでこの言葉を受け継ぎながら取り組んできた本市の地域福祉の根幹を表すと考えていますことから、昨年度最終の審議会でも、このフレーズは引き継いでほしいとのご意見もいただいておりますので、現時点ではこの基本理念をこのまま継続して策定に向かわせていただきたいと思います。

それから地域福祉計画につきましては、この基本理念の下に 5 つの基本目標が設定してございます。冊子の方も改めてご覧いただきたいと思いますが、この 5 つの基本目標の下にそれぞれ 25 の「進めるべき方策」というのがございます。今後は、これまでも策定しておりますけれども、成年後見制度の関係であるとか、それから、地方再犯防止推進計画、更生保護。そういったものもこれまで要素として取り組んでおまして、そういったそれぞれの計画があったりそういったものもこの 5 年間改正がされたり見直しがされた、そういった情勢の変化を踏まえて進めるべき方策を中心に整理見直しの検討進めてまいります。

最後のページでございますけれども、今年度この計画スケジュールを掲載しておりますけれども、本日は第 1 回です。次回 8 月に第 2 回を予定しておりますが、それまでのところで基本的な計画の状況ですとか、それから体系の部分、それからその次の 10 月あたりのところでワークショップを予定しております。そして 11 月のところでは、第 3 回の審議会というところで、ワークショップの報告であったり、それから、計画の素案をお示しする予定です。更には、年末年始のところのあたりで、パブリックコメントを経て最終案の迎えるという年間の予定であります。1 年間の長丁場でございますけれども、力をお借りしたいと思います。よろしく申し上げます。私からは以上です。

#### <事務局>

ここからは加川委員長より地域福祉計画について少しお話をいただきたいと思っております。加川委員長よろしく申し上げます。

<加川委員長>

それでは、私から少しお話をさせていただきます。みなさんのお手元にある資料のとおりですけど、時間も押し迫っているので時間どおりいきたいと思います。私の話は、この松江市の地域福祉計画の概要とあゆみ、もう 20 年ぐらいの歴史があるので、そのことを少しお話しします。それと、冒頭にも申し上げましたけれども、今年は頑張って計画をつくらないといけない。この審議会でどんなことが求められるかということをも 3 つほど簡単にお話したいと思います。

まず、松江市のこの計画の概要とかあゆみですけど、そもそも一つ目で、地域福祉計画、これは 2003 年、今から 20 年ぐらい前に初めて法律の中で規定をされていますので、かれこれ 21 年ぐらいになりますか。私も初めて計画ということをしたのは確か 2002 年ぐらい、とある自治体の委員長をしました。それから 22 年ぐらいになります。

(2)ですね、松江市はこの法定の地域福祉計画ができる前に各地区というか公民館で細やかに福祉計画をつくってきたと、いうのが一つの特徴だと思います。2001 年から 21 地区、当時はまだ旧松江市ですから、21 の公民館と小学校があったので、そこで地区の地域の福祉活動計画をつくってきました。合併してからは、29 地区になっています。その 29 地区で計画をつくっている。そういう意味では課題とかニーズを小地域でまずはつかむということをしている。いきなりこういう審議会、全市的なところで松江市の福祉のこと考えましようとなるとなかなか難しいですね。松江市全部、人口今 19 万ちょっとという話がありましたけれども、その規模でいきなり福祉のなにか問題がありますかと聞かれてもちょっと答えにくいですね。そういう意味では、小学校も小さな地域でまず何が課題かということを中心にみんなで話し合っ、私も各地区でお手伝いさせていただきましたし、ついこの前は川津で地区計画つくってちょっとお手伝いしましたけれども、小地域でみんなが集まって、今うちの地域だったらこんなことが問題だねとか、もう少しこんなことこんなことやろうとか、そういうことをきめ細やかに話ができるということがいいところだと思います。最後はその各地区の話し合った計画内容をこの審議会で作る計画にも反映するということになりますので、具体的にはその地域住民 29 地区でこんな話が出ました、ということがこの審議会でも提示されると思います。その上で、じゃあ全体の地域福祉計画に何を盛り込もうかということを考えるということになります。

②ですけど、その各地域の計画があって、その上で 2003 年から第 1 次計画があるわけです。松江市は 2002 年から 2003 年に策定されたので、前年から策定を開始しています。これ全国的にも先進事例と評価されているところですよ。というのは、1 行目に書いていますが地域福祉計画が法律では 2003 年から施行されているんですが、法律が施行される前から松江市は先駆的に取り組んでいます。当時 7 つぐらい先進的な自治体があると言われていた。例えば愛知県高浜市とかですね、そのうちの一つに松江市も入っているという、だいぶ取り上げられました。その伝統というか歴史をずっと引き継いで 6 次計画まで来ているということです。いくつか特徴ありますけど、小地域の計画を踏まえているのとかここに書きましたけども、行政と社協が合同で事務局をつくって同じ計画をつくっている。事務局は合同だし計画は合冊ですね。1 冊の計画書になります。その中にここは行政計画でここは社協計画でというふうに切り分けているわけではなくて、一体的に行政計画であり社協計画であるというふうなつくりになっています。私は松江の計画は確か 2004 年から関わらせてもらっています。じゃあこの計画にもとづいてどんなことをするかというと、例えば災害時に高齢者とか障がいのある人ですね、避難のしくみをどうつくるかとかいうのを地域の方と一緒に、お手

伝いさせてもらって私もすごく勉強になります。

2010 年から第 3 次計画が策定されて、第 2 次計画はそんなに大きく変わらなかったですけど、第 3 次計画から住民の皆様とワークショップしたりとか、委員会方式にしたりとかというふうな今のつくり方が定着して 10～15 年になるかなというところですよ。

計画の概要で社会福祉法の 107 条に、だいたい計画でざっくり言うところのことですよということが書かれてあります。

これが(2)で①、②、③、④、⑤までですね。地域福祉計画っていったい何かというと、一つ目は高齢・障がい・子ども・生活困窮者の 4 つの対象者ですね。社会福祉は対象者というのが規定されていて一応この 4 者が福祉の対象者であると言われます。さっき介護保険事業計画とか障がい福祉計画の説明がありました。なので、対象者別に計画が立っているわけです。その上で地域福祉計画はここであるように共通の事項を定めるということですね。例えば、みなさんのいろいろなお話からありますけど、地域社会の中で参加の場があるとかですね、孤立せずにいろいろな人とつながりながら生活ができる。これは障がいであろうが子どもであろうが高齢者であろうが再犯防止であろうが変わらないと思います。さっき重層的支援体制整備事業と言うちょっと長い名前がありましたけども、相談の仕組みですね。だから相談もうちは高齢者の相談しか受けません、とか障がいの相談窓口だから障がいの人だけ対象です、というのではなくて困り事を抱えている人があればどんな相談でも受けますよとか。個別計画ですね、対象者別の個別計画とは違う共通の松江市なりの仕組みをつくっていくというのが地域福祉計画の独自性になるということかなと思います。

二つ目は福祉サービスの適切な利用ですね。これは利用者の権利保護になります。たとえば成年後見とか日常生活自立支援事業とか。判断能力がちょっと心配になってきた、障がいがあるとか、認知症だとか、判断能力が不十分だけでもその人たちが生活しやすいような権利擁護をしていくという領域です。

三つ目の福祉サービスの発達ですね。ある意味は利用者の人のことです。③の方は福祉の専門職、働く人がより働きやすい仕組みを松江市でつくる。それがひいては④利用者さんのより良い生活につながっていくというような柱になります。

四つ目が 4 番目には書いていますけれども、一番重要だと思います。住民の参加、地域コミュニティのこと、そういったことを盛り込んでいくということですね。自治会でいろんな活動ができるようになるとかですね。自治会のサロンとか喫茶が時々あるんですけどお茶飲んだり麻雀したりとかですね。なんかそういう場がこの辺はたくさん地域がある。みんなが参加できてそこに集まるとちょっとほっとするとか、自分の居場所だと思えるとか、そういうことを計画に盛り込んでいくということです。

五つ目、法律上は地域生活課題と解決とか、包括的な仕組み、ちょっと硬い言葉ですけども、それを計画の中で考えましょうというのが、2021 年に新しくつくられた項目です。つまり松江市独自の仕組みだったり、福祉のシステムをちょっとよくよく考えてこの計画の中に盛り込みましょうという話です。最後 3 者のつながりで協働とかつながりとかですね。相談窓口のあり方と書いているんですけど、3 者の協働とかつながりで 3 者というのは、住民のみなさん、ここは当事者とかあったと思います。それと行政、計画の実施は行政なので行政が何をするかどんな施策をこれから展開するのか。そして社協を含めた専門職の人たちがどういうふうな活動していけばいいかということを考えるということです。その具体が、相談窓口のあり方、総合

相談どうするかとか、じゃあ連携の仕組みを松江ではどうするかとか、参加の場って松江市だったらどういふふうに設けて行ったらいいだろうか。公民館の人に、こういう仕組みをつくってもらったらいいじゃないかとか、公民館と地区社協が連携をしながらつくれるんじゃないか、というふうな内容を盛り込んでいくということです。

最後のページです。そういったことも含めて今期の審議会でこんなことを議論していきたい、計画に盛り込めたりしたらいいんじゃないかなというお話を最後にします。

(1)ですけども、基本的には各委員のみなさんそれぞれで活動されたりお仕事をされているので、そのご経験とか経歴をもとにいろいろなお意見を出していただければというふうに思います。みなさんがそれぞれ持っている認識されている課題とかですか。うちの地域とか私の活動でいくとこんな問題があるよという話だったり。問題ばかりになってもなかなかしんどいな、となるので、優良事例ですね、こんないい取組があるよ、他の地域とか他の団体でも広げていったらどうかとかいうような話ができる、計画にいろいろなことが盛り込めるかなと思います。何回か前の計画からちょっとお願いしていることがあって、1つは優良事業を盛り込んでくださいということは、第何次からかの計画以降やっているんです。つまり何となく抽象的に計画を立てるんじゃなくて、あそこの地域だと例えばこんなに良い取組をやっています、そうすると、これ真似できるんじゃないかなとか。取組のガイドラインのような性格を計画に盛り込んでもらうんです。そういう話をお話したいけるといいんじゃないかなと思います。

(2)は計画の特徴です。松江の特徴だったり地域福祉計画自体の特徴ですけど、一つ目に上げてますが、やっぱり住民参加とか当事者の方の思いとかですね。当事者の方が困っておられることをみんなで解決しようということが盛り込めるというのが、この計画の一番大事ところ、第一かなと思います。ここは二つ目に書いてますが、個別サービスはやっぱり分野別にあります。保育のサービスとか、障がいのある人だったら総合支援法の現物サービスについては個別計画に盛り込んでいるということなので、ちょっとどこまで現物のサービスとか現金サービスに盛り込むのかというのはちょっと議論があるのかなと思います。地域福祉計画いろいろ良いこと書くけど、お金はあまりないです。予算はあまりついていないです。それは悪くないんです。サービスは個別の計画にあればいいことで、その個別計画をより良くするために地域のみなさんでできることを考えましょうということ。お金がないから地域福祉計画を進めているとかそういうことはありませんし、そういうことがあってはいけないということでもあります。もう一つ、三つ目で、総合相談と別で拠点として3者、住民、行政、専門職が参加してですね。その辺をどう盛り込むかというのは、今回の計画のポイントかなと思います。それから、地域の人の困りごとをとにかく一度受け止める拠点があって、今は社協だったり、各社会福祉法人のみなさんが地域貢献活動をしていただくという窓口をたくさん設けてるんですけど、そこから困りごとをキャッチして専門職の人が参加したり、地域のみなさんも参加してその人たちと見守りネットワークがどうつくれるか。福祉だけでなく地方とかあと住居をどうするかですね、災害、防災と一緒に障がいのある人の支援どうしたらいいとか、そういったことをみんなでちょっと領域広く考えられるような計画の内容できるといいなということです。

最後三つ目、3者の役割とか包括化ってどんなことかなという、住民、行政、専門職の順番でちょっと書いているんですけど、住民のみなさんに関することであれば参加とか、当事者がこんなこと望んでいるというようなことが盛り込めるといいし、活動の促進とか活動者の促進とかあるんですけど、今市内でもみなさんがいろいろな活動を元気にされていると思います。そういうのがやっぱりこれからも続いていくような地域福祉

活動のあり方とか、公民館活動のあり方、地区社協活動のあり方とか、そういったことを盛り込めればなどということ。二つ目行政ですね。やっぱり行政は包括化だったりこの計画自体の実施とか責任主体ですからまずどんなことをするかということをしっかり書いていただくということ。また、もう一つはここにありますが、行政のみなさんも各種窓口があると思います。子ども子育てだったり、生活保護から高齢者の相談からいろいろな相談受けると思います。その総合化とか社協にある窓口との連携とか、そういうことも考えていただけるといいなと思います。三つめは社協ともしくはその専門職ですね。やっぱり両者というか住民と行政をつないでいながら松江市でみんなが参加して問題を解決することができる。そういう仕組みを少し盛り込んだり構想するというのが今回の計画ではポイントかなというふうに思います。私からはこれからみなさんにこんなことをご議論していただければということでお話をさせていただきました。以上です。

## 7. その他

---

### <加川委員長>

次第7のその他になります。何かありますか。今日は委員のみなさんにご発言いただく機会がなかったんですけど、なんかこれは言っておきたいというようなことがあったら今お願いします。それでは事務局としてその他がありますか。それでは次第の議事は以上になります。事務局にお返します。ありがとうございました。

## 8. 閉会

---

### <事務局>

加川委員長には、円滑な議事進行していただき、誠にありがとうございました。最後に、松江市社会福祉協議会専務兼折よりご挨拶申し上げます。

### <兼折専務>

委員の皆様大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。先ほども加川委員長さんの方からもございましたけれども、第6次のこの地域福祉計画に先立ちまして29の公民館区、地域の社協の方で地域福祉活動計画を昨年度策定させていただいたところでございます。コロナ禍を経て、孤立の問題ですとか居場所、それから、フレイルの問題ですとかあるいは病院とか買い物に行くための移動手段の問題。地域の方ではいろいろな課題を抱えているところがございます。現在、取りまとめの方もしておりますので、加川委員長様あるいはまた、委員の皆様方にご報告もさせていただきたいと思っております。

また、全然話は違うんですけども、今団塊の世代が、後期高齢者になっていく。そういった中で独居の方とか特に高齢者の方がやっぱりどんどん増えていっている。その中で特に身寄りのない高齢者の方、こういった方が増えていっている。こういった方はなかなか保証人がない。そうしますとアパートを借りる保証人ですとか、病院の入院あるいは施設入所という、そういった時、それから手術とかそういう同意の関係ですとか、あるいは最後亡くなられた時の遺産とかいろいろなそういった問題。それでさまざまな課題も最近では顕在化といいますかクローズアップをされているようになってきております。社協といたしましてもこういう新しい課題も積極的に取り組みながら地域の皆様あるいは専門の関係の皆様とさまざまな取組をしまいたいというふうに思っているところがございます。今年度は今日含めまして4回の審議会があるところでござい

ます。長期になりますけれども、委員の皆様方には引き続きよろしく願いをいたしたいと思います。本日は  
どうもありがとうございました。

<事務局>

以上をもちまして第 1 回松江市社会福祉審議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。